

A B P 教育学部への出願を検討している皆さんへ

○出願に際して：

静岡大学教育学部では、教員免許を取得することを卒業の条件としており、免許の取得なしに卒業することはできません。その免許とは、日本の教員免許、つまり日本国内の学校でだけ使える教員免許です。これは日本の学校で、多くが日本人である子どもたちに、主に日本語を使って教育を行なうための免許です。日本以外の国で使うことはできません（ただし、ここで言う「日本の学校」には、日本以外の国に開設され、日本国内と同じく日本の制度が適用される「日本人学校」を含みます）。

したがって、皆さんには、まず、学校で教科の授業（小学校では全教科、中学校以上は免許が教科別になっているので免許に応じた担当教科だけ）を行うのに必要な知識・技能や、生活指導などを行う力が必要です。

さらに、日本語を母語としない皆さんにはたいへんですが、日常生活のうえで日本語の会話や読み書きに困らないだけでなく、日本語を使って子どもを教育できるような高いレベルの日本語力が必要になります。

このことを頭に入れ、今持っている力や、入学後にできる努力をよく考えたうえで、教育学部に出願してください。

○学生の受け入れ：

教育学部に入学して最初の半年間で、皆さんの志望や学力・技能に応じて、大学の教員とよく相談したり、必要な試験や審査を行ったりしたうえで、所属する専攻・専修を決定します。皆さんの希望がそのまま通るわけではありません。

○取得できる免許・資格：

卒業時に取得できるのは日本の教員免許（日本語の、ではありません）です。小学校や中学校（教科別）など様々な種類がありますが、そのうち1つ以上の免許を取得することが卒業の条件になります。これは、日本国内の学校（日本以外の国に開設され、日本国内と同じく日本の制度が適用される「日本人学校」を含みます：「日本語学校」ではありません）の教員としてだけ有効です。そのまま皆さんの母国の教員免許・資格にはなりません。教育学部を含めた本学の各学部で取得できる教員免許については、以下を見てください。

<https://www.shizuoka.ac.jp/cms/files/shizudai/nyushi/4200/Im306PfD.pdf>

なお、教育学部ではABP学生は「2種」免許状の取得でも卒業できる制度になっています。

○卒業後の進路：

日本国内：都道府県・政令市別に毎年夏に行われる教員採用試験を受験し、合格したら原則として翌年4月から採用されます。ただし、日本国籍がないと、採用されても「教諭」ではなく「任用期限を付さない常勤講師」として雇用されます（定年までの継続雇用は保証され、学級担任等をすることはできますが、管理職等にはなれません）。

教員採用試験は競争率も高く、一度で合格しない例も多いですが、合格しない場合でも、任期1年以下の常勤講師や非常勤講師等として雇用される場合があります。

日本国外：日本国内と同じく日本の制度が適用される「日本人学校」では、日本の教員免許が有効です。ただし、募集・雇用の規模・形態は様々で、安定していません。

日本人学校の一覧については、以下を見てください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/002/001.htm